

墨田区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第25号

墨田区組織規則の一部を改正する規則

墨田区組織規則（昭和52年墨田区規則第30号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（内部組織）</p> <p>第8条 本庁の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>企画経営室</p> <p>総務部</p> <p>    総務課</p> <p>        文書管理係</p> <p>        統計係</p> <p>        法務課～契約課　〔略〕</p> <p>区民部</p> <p>    窓口課　〔略〕</p> <p>    国保年金課</p> <p>        こくほ庶務係</p> <p>        こくほ資格係</p> <p>        国民年金係</p> <p>        税務課　〔略〕</p> <p>地域力支援部・産業観光部　〔略〕</p> <p>福祉部</p> <p>    地域福祉課</p> <p>    生活福祉課</p> <p>        管理係</p> <p>        経理係</p> <p>        相談係</p> <p>        自立支援係</p> <p>        医療係</p> <p>        保護第一係</p> <p>        保護第二係</p> <p>        保護第三係</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔同左〕</p> <p>企画経営室</p> <p>総務部</p> <p>    総務課</p> <p>        <u>庶務係</u></p> <p>        文書管理係</p> <p>        統計係</p> <p>        法務課～契約課　〔略〕</p> <p>区民部</p> <p>    窓口課　〔略〕</p> <p>    国保年金課</p> <p>        こくほ庶務係</p> <p>        こくほ資格係</p> <p>        <u>こくほ給付係</u></p> <p>        <u>こくほ保険料係</u></p> <p>        国民年金係</p> <p>        税務課　〔略〕</p> <p>地域力支援部・産業観光部　〔略〕</p> <p>福祉部</p> <p>    地域福祉課</p> <p>    生活福祉課</p> <p>        管理係</p> <p>        経理係</p> <p>        <u>第一相談係</u></p> <p>        <u>第二相談係</u></p> <p>        自立支援係</p> <p>        医療係</p> <p>        保護第一係</p> <p>        保護第二係</p> <p>        保護第三係</p>

保護第四係  
保護第五係  
保護第六係  
保護第七係

障害者福祉課～高齢者福祉課〔略〕

保健衛生部〔略〕

子ども・子育て支援部

子育て支援課〔略〕

地域子育て課

子ども施設課〔略〕

指導検査課

都市計画部～会計管理室〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる室又は部の区分に応じ、当該各号に定める担当部（以下「担当部」という。）を置く。

(1) 企画経営室 ファシリティマネジメント担当

(2) 都市計画部 危機管理担当

(3) 都市整備部 立体化・まちづくり推進担当

3 〔略〕

4 第2項の危機管理担当に次の課及び係を置く。

防災課

防災係

要配慮者支援係

安全支援課

5 〔略〕

（部長等の職）

第9条 部に部長を、企画経営室に室長を、担当部に担当部長を、会計管理室に会計管理者を置く。

保護第四係  
保護第五係  
保護第六係  
保護第七係

障害者福祉課～高齢者福祉課〔略〕

保健衛生部〔略〕

子ども・子育て支援部

子育て支援課〔略〕

子育て政策課

子ども施設課〔略〕

指導検査課

指導検査係

保育施設対策係

都市計画部～会計管理室〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、企画経営室にファシリティマネジメント担当を、都市計画部に危機管理担当を、都市整備部に立体化・まちづくり推進担当を置く。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

3 〔略〕

4 〔同左〕

防災課

防災係

〔新設〕

安全支援課

安全支援・空き家対策係

5 〔略〕

〔同左〕

第9条 部に部長を、企画経営室に室長を、会計管理室に会計管理者を置く。

2 企画経営室にファシリティマネジメント担当部長を、都市計画部に危機管理担当部

- 2 保健衛生部に次長を置く。
- 3 部、企画経営室及び担当部に参事を置くことができる。

- 4 担当部長、次長及び参事の担任职務は、区長が定める。

(課長等の職)

第10条 課 (会計管理担当を含む。第14条第1項において同じ。)に課長を置く。

2 [略]

- 3 部及び企画経営室に担当課長(前項の担当課長を除く。)及び副参事を置くことができる。

4 [略]

(係長等の職)

第11条 [略]

- 2 課(課の事務が係の事務のみである課を除く。次項において同じ。)及び企画経営室に担当係長を置く。

- 3 係、課及び企画経営室に主査を置くことができる。

- 4 担当係長の担任职務は、部長、企画経営室長又は担当部長が定める。

- 5 主査の担任职務は、係の事務又は担当係長の担任职務の一部のうち、部長(企画経営室長及び会計管理者を含む。第13条第

長を、都市整備部に立体化・まちづくり推進担当部長を置く。

3 [同左]

- 4 部(危機管理担当及び立体化・まちづくり推進担当を含む。次条第3項において同じ。)及び企画経営室(ファシリティマネジメント担当を含む。次条第3項において同じ。)に参事を置くことができる。

- 5 ファシリティマネジメント担当部長、危機管理担当部長、立体化・まちづくり推進担当部長、次長及び参事の担任职務は、区長が定める。

[同左]

第10条 課に課長を、会計管理担当に担当課長を置く。

2 [略]

- 3 部及び企画経営室に副参事を置くことができる。

4 [略]

[同左]

第11条 [略]

- 2 課(課の事務が係の事務のみである課を除く。)及び企画経営室に課務担当主査を置く。

- 3 係に主査を置くことができる。

- 4 課務担当主査及び主査の担任职務は、部長(企画経営室長及び会計管理者を含む。以下同じ。)が定める。ただし、ファシリティマネジメント担当にあつてはファシリティマネジメント担当部長、危機管理担当にあつては危機管理担当部長、立体化・まちづくり推進担当にあつては立体化・まちづくり推進担当部長が定める。

[新設]

1項において同じ。）又は担当部長が定める。

(部長等の職責)

第13条 部長は、区長及び副区長の命を受け、部（企画経営室及び会計管理室を含む。）の事務（会計管理者が法令に基づいて有する権限に属する事務を除く。）をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 担当部長は、上司の命を受け、担当部の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 [略]

4 参事は、上司の命を受け、担任意務を処理する。

5 前項の規定にかかわらず、第20条第2項第3号に掲げる事務を担当する参事並びに第25条第1項都市計画課の部第7号及び第20号に掲げる事務を担当する参事は、上司の命を受け、当該参事が担任意務に従事する職員を指揮監督することができる。

6 部長（企画経営室長、会計管理者、担当部長及び次長を含む。以下同じ。）及び参事は、部（企画経営室、会計管理室及び担当部を含む。以下同じ。）の事務又は担任意務の執行状況について、随時、文書又は口頭により上司に報告するものとする。

(課長等の職責)

第14条 課長は、部長の命を受け、課の事務（第10条第3項の担当課長の担任意務を除く。）をつかさどり、所属職員（同項の担当課長の担任意務に従事する職員を除く。）を指揮監督する。

2 前項の規定にかかわらず、都市計画課長は、都市計画部長及び都市計画部参事の命を受け、所属職員を指揮監督する。

[同左]

第13条 部長は、区長及び副区長の命を受け、部（企画経営室及び会計管理室を含む。以下同じ。）の事務（会計管理者が法令に基づいて有する権限に属する事務を除く。）をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 担当部長は、上司の命を受け、担任意務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 [略]

4 参事は、上司の命を受け、担任意務をつかさどる。

5 第25条第1項都市計画課の部第7号及び第20号に掲げる事務を担当する参事は、上司の命を受け、当該担任意務に従事する職員を指揮監督することができる。

6 部長、担当部長、次長及び参事は、部の事務又は担任意務の執行状況について、随時、文書又は口頭により上司に報告するものとする。

[同左]

第14条 課長（会計管理担当課長を含む。次項及び第7項において同じ。）は、部長（次長を含む。）の命を受け、課（会計管理担当を含む。以下同じ。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課長は、当該各号に定める部長、担当部長又は参事の命を受け、所属職員を指揮監督する。

(1) 財産管理課長及び公共施設マネジメン

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課長は、当該各号に定める事務及び副参事の担任意務以外の課の事務をつかさどるものとする。

(1) 総務課長 第18条総務課の部第10号（評価に係る事務に限る。）、第11号、第12号及び第19号に掲げる事務

(2) 職員課長 第18条職員課の部第1号、第2号及び第5号から第9号まで（係の事務を除く。）に掲げる事務

(3)・(4) 〔略〕

(5) 地域福祉課長 第22条地域福祉課の部第7号、第8号及び第27号から第32号までに掲げる事務

(6) 高齢者福祉課長 第22条高齢者福祉課の部地域支援係の項に掲げる事務

(7) 〔略〕

(8) 子ども施設課長 第24条子ども施設課の部第1号から第9号まで（係の事務を除く。）に掲げる事務

(9) 防災課長 第25条第2項防災課の部要配慮者支援係の項に掲げる事務

(10) まちづくり調整課長 第26条第2項まちづくり調整課の部各号に掲げる事務（両国駅北側に係る事務に限る。）

4 第10条第2項の担当課長は、上司の命を受け、担任意務をつかさどり、当該担任意務に従事する職員を指揮監督する。

ト推進課長 ファシリティマネジメント担当部長

(2) 都市計画課長 都市計画部長及び都市計画部参事

(3) 防災課長及び安全支援課長 危機管理担当部長

(4) 立体化推進課長、拠点整備課長及びまちづくり調整課長 立体化・まちづくり推進担当部

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課長は、当該各号に定める事務以外の課の事務をつかさどるものとする。

(1) 総務課長 第18条第2項に掲げる事務

(2) 職員課長 第18条第1項職員課の部第1号、第2号及び第4号から第8号まで（係の事務を除く。）に掲げる事務

(3)・(4) 〔略〕

(5) 地域福祉課長 第22条第1項地域福祉課の部第7号及び第8号に掲げる事務並びに同条第2項に掲げる事務

(6) 高齢者福祉課長 第22条第1項高齢者福祉課の部地域支援係の項に掲げる事務

(7) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

(8) 〔同左〕

4 企画経営室の担当課長は、上司の命を受け、担任意務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

5 副参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

6 第10条第3項の担当課長の担当事務は、次の各号に掲げる事務とする。この場合において、当該担当課長は、上司の命を受け、当該担当課長が担任する事務に従事する職員を指揮監督することができる。

(1) [略]

(2) 第18条総務課の部第10号（評価に係る事務に限る。）、第11号、第12号及び第19号に掲げる事務

(3) 第18条職員課の部第1号、第2号及び第5号から第9号まで（係の事務を除く。）に掲げる事務

(4)・(5) [略]

(6) 第22条地域福祉課の部第7号、第8号及び第27号から第32号までに掲げる事務

(7) 第22条高齢者福祉課の部地域支援系の項に掲げる事務

(8) 第23条第3項第1号から第4号までに掲げる事務

(9) 第24条子ども施設課の部第1号から第9号まで（係の事務を除く。）に掲げる事務

(10) 別表2 6 子ども・子育て支援部所属の部中(2) 墨田区子育て支援総合センターの事務（児童虐待通告及び保護を要する児童の対応、要保護児童対策地域協議会並びに児童相談体制に関する事務）及び(3) 墨田区こども家庭センターの事務に限る。以下「子ども・家庭支援連携担当の事務」という。）

(11) 第25条第2項防災課の部要配慮者支援系の項に掲げる事務

5 副参事は、上司の命を受け、担当事務をつかさどる。

6 次の各号に掲げる事務を担当する副参事は、上司の命を受け、当該事務に従事する職員を指揮監督することができる。

(1) [略]

(2) 第18条第2項に掲げる事務

(3) 第18条第1項職員課の部第1号、第2号及び第4号から第8号まで（係の事務を除く。）に掲げる事務

(4)・(5) [略]

(6) 第22条第1項地域福祉課の部第7号及び第8号に掲げる事務

(7) 第22条第1項高齢者福祉課の部地域支援系の項に掲げる事務

(8) 第22条第2項に掲げる事務

(9) 第23条第3項第1号から第3号までに掲げる事務

(10) 第23条第3項第4号に掲げる事務  
[新設]

(11) 別表2 6 子ども・子育て支援部所属の部中(2) 墨田区子育て支援総合センターの事務（予防的支援事業、児童相談体制及び子ども家庭センターの業務に係る事務に限る。以下「子ども・家庭支援連携担当の事務」という。）

[新設]

(12) 第26条第2項拠点整備課の部各号に

<p>(12) 第26条第2項まちづくり調整課の部各号に掲げる事務（両国駅北側に係る事務に限る。）</p> <p>7 課長（<u>担当課長を含む。以下同じ。</u>）及び副参事は、課の事務又は担当事務の執行状況について、随時、文書又は口頭により上司に報告するものとする。</p> <p>（係長等の職責）</p> <p>第15条 係長は、課長の命を受け、係の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 第11条第2項に規定する<u>担当係長</u>は、上司の命を受け、担当事務をつかさどり、<u>当該担当係長が担任する事務</u>に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>3 [略]</p> <p>（企画経営室及びファシリティマネジメント担当各課の分掌事務）</p> <p>第17条 企画経営室の分掌事務は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) 褒章及び<u>区功労者表彰</u>に関すること。</p> <p>(23)～(31) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（総務部各課係の分掌事務）</p> <p>第18条 総務部各課係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1) <u>部の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>議会に関すること。</u></p> <p>(3) <u>行政委員会及び行政委員に関すること。</u></p> <p>(4) <u>一部事務組合（東京二十三区清掃一部事務組合を除く。）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>行政区域に関すること。</u></p>	<p><u>掲げる事務（押上周辺まちづくりに係る各種調整の事務に限る。）</u></p> <p>(13) [同左]</p> <p>7 課長、<u>企画経営室の担当課長</u>及び副参事は、課の事務又は担当事務の執行状況について、随時、文書又は口頭により上司に報告するものとする。</p> <p>[同左]</p> <p>第15条 係長は、課長（<u>会計管理担当課長及び前条第6項に規定する副参事を含む。</u>）の命を受け、係の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 第11条第2項に規定する<u>課務担当主査</u>は、上司の命を受け、担当事務をつかさどり、<u>その事務</u>に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>3 [略]</p> <p>[同左]</p> <p>第17条 [同左]</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) 褒章及び表彰に関すること。</p> <p>(23)～(31) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[同左]</p> <p>第18条 [同左]</p> <p>総務課</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
---	---

- |   |      |
|---|------|
| <u>(6) 墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会に関すること。</u>                                     | [新設] |
| <u>(7) 私立専修学校及び私立各種学校に関すること。</u>  | [新設] |
| <u>(8) 行政内部における危機管理に関すること（他の部に属するものを除く。）。</u>                             | [新設] |
| <u>(9) 外部監査に関すること。</u>  | [新設] |
| <u>(10) 内部統制制度に関すること。</u>   | [新設] |
| <u>(11) 公益通報制度に関すること。</u>   | [新設] |
| <u>(12) ハラスメントに関すること。</u>   | [新設] |
| <u>(13) 墨田区行政不服審査会に関すること（総務部総務課文書管理係の事務に係る処分等に関する審査請求について審査するものに限る。）。</u> | [新設] |
| <u>(14) 区役所庁舎等の管理に関すること。</u>  | [新設] |
| <u>(15) 庁中取締り及び当直に関すること。</u>  | [新設] |
| <u>(16) 庁有車（総務課が管理するものに限る。次号において同じ。）の購入、点検、整備等に関すること。</u>                 | [新設] |
| <u>(17) 庁有車の運行管理及び事故処理に関すること。</u>   | [新設] |
| <u>(18) 自転車の管理に関すること。</u>   | [新設] |
| <u>(19) デジタル規制改革に関すること。</u>   | [新設] |
| <u>(20) 部及び課の庶務その他他の部、課及び係に属しないこと。</u>                                    | [新設] |

#### 庶務係

- (1) 部の総括に関すること。
- (2) 議会に関すること。
- (3) 行政委員会及び行政委員に関すること。
- (4) 一部事務組合（東京二十三区清掃一部事務組合を除く。）に関すること。
- (5) 行政区域に関すること。
- (6) 墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会に関すること。
- (7) 私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

文書管理係・統計係 〔略〕

法務課 〔略〕

職員課

(1)～(3) 〔略〕

(4) 共済組合に関すること。

(5) 職員の福利厚生に関すること。

(6) 互助組合及び互助会に関すること。

(7) 職員の健康管理に関すること。

(8) 職員の安全衛生管理に関すること。

(9) 職員の公務災害補償に関すること。

人事係

(1)～(4) 〔略〕

(5) 職員の顕彰及び表彰に関すること。

(6)～(8) 〔略〕

契約課 〔略〕

(8) 行政内部における危機管理に関すること（他の部に属するものを除く。）。

(9) 外部監査に関すること。

(10) 内部統制制度に関すること。

(11) 公益通報制度に関すること。

(12) 墨田区行政不服審査会に関すること（総務部総務課文書管理係の事務に係る処分等に関する審査請求について審査するものに限る。）。 財政計画に関すること。

(13) 区役所庁舎等の管理に関すること。

(14) 庁中取締り及び当直に関すること。

(15) 庁有車（総務課が管理するものに限る。次号において同じ。）の購入、点検、整備等に関すること。

(16) 庁有車の運行管理及び事故処理に関すること。

(17) 自転車の管理に関すること。

(18) 部及び課の庶務その他他の部、課及び係に属しないこと。

文書管理係・統計係 〔略〕

法務課 〔略〕

職員課

(1)～(3) 〔略〕

〔新設〕

(4) 〔同左〕

(5) 共済組合、互助組合及び互助会に関すること。

(6) 〔同左〕

(7) 〔同左〕

〔新設〕

人事係

(1)～(4) 〔略〕

(5) 職員の顕彰に関すること。

(6)～(8) 〔略〕

(9) 職員の公務災害補償に関すること。

契約課 〔略〕

(区民部各課係の分掌事務)

第19条 区民部各課係の分掌事務は、次のとおりとする。

窓口課

庶務係

- (1)～(4) [略]
- (5) 自動車臨時運行に関すること。
- (6) 部の庶務その他部内の他の課に属しないこと。

証明係

- (1) 住民基本台帳の整備に関すること。
- (2) 戸籍の附票の整備に関すること。
- (3) 住民基本台帳、戸籍及び戸籍の附票に係る証明に関すること。
- (4) 印鑑（認可地縁団体の印鑑を除く。）の登録に関すること。
- (5) 印鑑登録の証明に関すること。
- (6) 住居表示の証明に関すること。
- (7) 公的個人認証に関すること。
- (8) マイナンバーカードの交付等に関すること。
- (9) 在留関連事務に関すること。

住民異動係

- (1) [略]
- (2) 戸籍の附票の整備に関すること。
- (3) 住民基本台帳、戸籍及び戸籍の附票に係る証明に関すること。
- (4) [略]
- (5) 印鑑登録の証明に関すること。
- (6) 住居表示の証明に関すること。
- (7) 公的個人認証に関すること。
- (8) マイナンバーカードの交付等に関すること。

2 前項に定めるもののほか、総務課は、次の事務を分掌する。

- (1) デジタル規制改革に関すること。
- (2) ハラスメントに関すること。

[同左]

第19条 [同左]

窓口課 [略]

庶務係

- (1)～(4) [略]
- [新設]
- (5) [同左]

証明係

- (1) 住民基本台帳、戸籍及び戸籍の附票に係る証明に関すること。
- (2) 印鑑登録の証明に関すること。
- (3) 住居表示の証明に関すること。
- (4) 戸籍の附票の整備に関すること。
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]

住民異動係

- (1) [略]
- (2) 公的個人認証に関すること。
- (3) マイナンバーカードの交付等に関すること。
- (4) [略]
- (5) 自動車臨時運行に関すること。
- (6) 在留関連事務に関すること。
- [新設]
- [新設]

(9) 在留関連事務に関すること。

戸籍係 [略]

国保年金課

(1) 国民健康保険の給付等に関すること。

(2) 国民健康保険料の収納、滞納処分等に関すること。

(3) 後期高齢者医療制度に関すること。

こくほ庶務係・こくほ資格係 [略]

国民年金係 [略]

税務課 [略]

2 [略]

(福祉部各課係の分掌事務)

第22条 福祉部各課係の分掌事務は、次のとおりとする。

地域福祉課

(1)~(26) [略]

(27) ひきこもり支援に関すること。

(28) こどもの未来応援(こどもの貧困対策)に関すること。

[新設]

戸籍係 [略]

国保年金課

[新設]

[新設]

(1) [同左]

こくほ庶務係・こくほ資格係 [略]

こくほ給付係

(1) 国民健康保険給付に関すること。

(2) 出産費資金貸付事業に関すること。

(3) 不正利得、不当利得及び第三者行為に関すること。

(4) 一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。

こくほ保険料係

(1) 国民健康保険料の収納に関すること。

(2) 国民健康保険料の滞納処分に関すること。

(3) 国民健康保険料の徴収嘱託及び受託に関すること。

(4) 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。

(5) 国民健康保険料の収入集計及び決算資料に関すること。

(6) その他徴収金に関すること。

国民年金係 [略]

税務課 [略]

2 [略]

[同左]

第22条 [同左]

地域福祉課

(1)~(26) [略]

[新設]

[新設]

(29) 女性、母子、家庭等の相談に関する  
こと。

〔新設〕

(30) 母子及び父子福祉資金・ひとり親家  
庭福祉応急小口資金等の貸付償還に関  
すること。

〔新設〕

(31) 助産施設及び母子生活支援施設に関  
すること。

〔新設〕

(32) 児童福祉法に基づく国・都負担金及  
び補助金に関すること（他の部及び課  
に属するものを除く。）。

〔新設〕

(33) 部及び課の庶務その他部内の他の課  
及び係に属しないこと。

(27) 〔同左〕

#### 生活福祉課

##### 管理係

(1) 〔略〕

(2) 国・都交付金に関すること（他の  
部及び課に属するものを除く。）。

(3) 課の庶務その他課内の他の係に属  
しないこと。

##### 経理係

(1)・(2) 〔略〕

(3) 生活保護法（昭和25年法律第1  
44号）に基づく国・都負担金及び  
補助金に関すること（他の部及び課  
に属するものを除く。）。

##### 相談係

(1)～(4) 〔略〕

#### 生活福祉課

##### 管理係

(1) 〔略〕

(2) 母子及び父子・女性福祉資金等の  
貸付償還に関すること。

(3) 〔同左〕

(4) 〔同左〕

##### 経理係

(1)・(2) 〔略〕

(3) 区立の旧母子生活支援施設に関す  
ること。

(4) 助産施設及び母子生活支援施設の  
利用に係る費用の徴収に関すること。

(5) 〔同左〕

##### 第一相談係

(1)～(4) 〔略〕

##### 第二相談係

(1) 女性、母子、家庭等の相談に関す  
ること。

(2) 私立の母子生活支援施設の認可及  
び内容変更等の進達に関すること。

自立支援係～保護第七係 〔略〕  
障害者福祉課・介護保険課 〔略〕  
高齢者福祉課

支援係・相談係 〔略〕

地域支援係

- (1) 〔略〕
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス・活動事業に関すること。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業に関すること。
- (4)～(6) 〔略〕
- (7) 生活支援体制整備事業に関すること。
- (8) 〔略〕

(子ども・子育て支援部各課係の分掌事務)

第24条 子ども・子育て支援部各課係の分掌事務は、次のとおりとする。

子育て支援課

- (1)～(3) 〔略〕
- (4) 墨田区子ども・子育て会議に関すること。
- (5) 部の庶務その他部内の他の課に属しないこと。

児童手当・医療助成係 〔略〕

地域子育て課

(3) 児童福祉法に基づく国・都負担金及び補助金に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。

自立支援係～保護第七係 〔略〕  
障害者福祉課・介護保険課 〔略〕  
高齢者福祉課

支援係・相談係 〔略〕

地域支援係

- (1) 〔略〕
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業に関すること。
- (3) 一般介護予防事業に関すること。
- (4)～(6) 〔略〕
- (7) 生活支援サービス体制整備事業に関すること。
- (8) 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、地域福祉課は、次の事務を分掌する。

(1) 臨時特別給付金に関すること。

〔同左〕

第24条 〔同左〕

子育て支援課

(1)～(3) 〔略〕  
〔新設〕

(4) 〔同左〕

児童手当・医療助成係 〔略〕

子育て政策課

- (1) 特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）の整備及び認可の進達に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の整備、認可及び認可の内容変更等に関すること。

- (1) 児童館に関すること。
- (2) 学童クラブに関すること。
- (3) 子育てひろばに関すること。

子ども施設課

- (1) 特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営補助に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (2) 特定教育・保育施設等の施設整備資金に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (3) 特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）の認可及び認可の内容変更等の進達に関すること（課内の他の係に属するものを除く。）。
- (4) 特定地域型保育事業の認可及び認可の内容変更等に関すること。
- (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。
- (6) 認証保育所に関すること。
- (7)・(8) [略]
- (9) 乳児等通園支援事業に関すること。

保育管理係

- (1) [略]
- (2) 区立の保育所の人事及び服務に関すること。
- (3) 病児保育の運営に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (4) 課内調整に関すること。
- (5) 課の庶務その他課内の他の係に属しないこと。

保育運営支援係

- (1) [略]

- (3) [同左]
- (4) [同左]  
[新設]

子ども施設課

- (1) 私立の保育所の認可の内容変更等の進達に関すること。
- (2) 私立の保育所及び幼稚園の施設整備資金に関すること。
- (3) 私立の保育所及び幼稚園の運営補助に関すること。
- (4) 私立の認定こども園に関すること（他の課及び課内の他の係に属するものを除く。）。
- (5) 認証保育所に関すること（子育て支援課に属するものを除く。）。
- (6) 特定地域型保育事業に関すること（他の課及び課内の他の係に属するものを除く。）。
- (7)・(8) [略]
- (9) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。

保育管理係

- (1) [略]  
[新設]
- [新設]
- [新設]
- (2) [同左]

保育運営支援係

- (1) [略]

- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等への運営支援に関すること（他の課に属するものを除く。）。

入園係 [略]

指導検査課

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の指導・検査に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の巡回支援指導に関すること。
- (3) 保育施設等における虐待及び不適切保育の対応並びに人材育成支援に関すること。
- (4) 子どもの人権意識啓発に関すること（他の課に属するものを除く。）。

(都市計画部各課及び危機管理担当各課係の分掌事務)

第25条 都市計画部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

都市計画課 [略]

住宅課

(1)～(10) [略]

(11) マンションの再生等の円滑化に関する

- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等への運営支援に関すること。

入園係 [略]

指導検査課

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

指導検査係

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の指導・検査に関すること。
- (2) 課の庶務その他課内の他の係に属しないこと。

保育施設対策係

- (1) 保育施設等における不適切保育の対応及び人材育成支援に関すること。
- (2) 子どもの人権意識啓発に関すること。

[同左]

第25条 [同左]

都市計画課 [略]

住宅課

(1)～(10) [略]

(11) マンションの建替え等の円滑化に関する

る法律（平成14年法律第78号）に基づく事務に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。

(12)～(17) 〔略〕

建築指導課

(1)～(18) 〔略〕

(19) マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく容積率又は各部の高さの特例の許可に関すること。

(20)・(21) 〔略〕

不燃・耐震促進課

(1) 〔略〕

(2) 防災街区整備事業に関すること。

密集市街地整備推進課 〔略〕

2 危機管理担当各課系の分掌事務は、次のとおりとする。

防災課

防災係 〔略〕

要配慮者支援係

(1) 要配慮者の避難支援に関すること。

(2) 福祉避難所の運営支援に関すること。

安全支援課

(1) 危機管理（行政内部で発生し、区民に直接被害が及ばない危機事象に係るものを除く。）に係る施策の総合調整に関すること。

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく事務に関すること。

(3) 国民保護計画に関すること。

(4) 生活安全（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害

する法律（平成14年法律第78号）に基づく事務に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。

(12)～(17) 〔略〕

建築指導課

(1)～(18) 〔略〕

(19) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく容積率の特例の許可に関すること。

(20)・(21) 〔略〕

不燃・耐震促進課

(1) 〔略〕

(2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却の必要性に係る認定のうち、地震に対する安全性に関すること。

(3) 〔同左〕

密集市街地整備推進課 〔略〕

2 〔同左〕

防災課

防災係 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

を除く。)に係る施策の総合調整、企画、立案及び対策に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)。

- (5) 事業継続計画(BCP)に関すること。
- (6) 防犯に関すること。
- (7) すみだ防犯センターに関すること。
- (8) 老朽建物等及び空き家対策に関すること。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

安全支援・空き家対策係

- (1) 危機管理(行政内部で発生し、区民に直接被害が及ばない危機事象に係るものを除く。)に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく事務に関すること。
- (3) 国民保護計画に関すること。
- (4) 生活安全(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する災害を除く。)に係る施策の総合調整、企画、立案及び対策に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)。
- (5) 事業継続計画(BCP)に関すること。
- (6) 防犯に関すること。
- (7) すみだ防犯センターに関すること。
- (8) 老朽建物等及び空き家対策に関すること。

別表2

1～5 [略]

6 子ども・子育て支援部所属

機関の名称	所在地	所掌事務
(1) [略]		
(2) 墨田区 子育て支	東京都墨田 区横川五丁	子育て支援 サービスの

別表2

1～5 [略]

6 子ども・子育て支援部所属

機関の名称	所在地	所掌事務
(1) [略]		
(2) 墨田区 子育て支	東京都墨田 区横川五丁	子育て支援 サービスの

<p>援総合センター</p>	<p>目 7 番 4 号</p>	<p>提供及び調整、総合相談、子育ての地域活動の促進、児童虐待通告及び保護を要する児童の対応、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、要保護児童対策地域協議会並びに<u>児童相談体制に関する事務</u></p>	<p>援総合センター</p>	<p>目 7 番 4 号</p>	<p>提供及び調整、総合相談、子育ての地域活動の促進、児童虐待通告及び保護を要する児童の対応、<u>子育てひろば</u>、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、要保護児童対策地域協議会、<u>予防的支援事業</u>、<u>児童相談体制並びにこども家庭センター業務に関する事務</u></p>
<p>(3) <u>墨田区こども家庭センター</u> 二</p>	<p>東京都墨田区横川五丁目 7 番 4 号</p>	<p><u>児童及び妊産婦の福祉並びに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援に関する事務</u></p>	<p>[新設]</p>		
<p>7・8 [略]</p>			<p>7・8 [略]</p>		

この規則は、令和8年4月1日から施行する。